

公開セミナー 「ネット社会の歩き方」

- ・日 時：平成25年11月21日（木）13：30～15：30
- ・場 所：東京都消費生活総合センター 17階 教室I・II
- ・講 師：原田由里さん（一般社団法人 EC ネットワーク理事）
- ・参加人数：79人

<プログラム>

- 13：30 開会挨拶 伊藤 真理子
(東京都消費者月間実行委員会 消費者被害を考えるグループ グループ長)
- 13：35 講演
- 15：10 質疑応答
- 15：30 閉会

司会：橋本恵美子（東京都消費者月間実行委員会 消費者被害を考えるグループ副グループ長）

インターネットはまたたく間に広がり、今や私たちの生活から切り離すことはできません。便利な一面、インターネット取引関連のトラブルは多様化・複雑化しています。トラブルに巻き込まれないために、インターネット・SNS等の使い方・注意すべき点等について、ネット消費者被害問題の第一人者である原田由里さんにお話いただき、共に学びました。大変分かりやすく具体例も多い内容で、参加者にも好評で「また開催してほしい」という声を多数いただきました。



以下、講演会の概要です。

1. スマートフォンのアプリについて

ネットを身近に感じるものとして、スマートフォン（以下スマホ）があります。スマホは「通話ができるパソコン」です。スマホには便利な機能として、アプリが入れられます。

アプリの中には悪意のあるアプリや、使い方を誤ると問題を発生させるアプリも存在しています。アプリは公式マーケットから入れてください。アプリを入れる時、そのアプリが利用するスマホ上の情報（番号・アドレス・電話帳・GPS情報・アクセス履歴など多種）が表示されますので、必ず確認してください。ちょっと止まって、「そのアプリに必要な情報なのか」と考えてください。また、スマホ用のセキュリティソフトもありますので、お勧めします。

2. ワンクリック詐欺

「ワンクリック詐欺」という詐欺があります。

<事例>アダルトサイトの動画を見たら、「動画再生アプリを入れるように」と出てきて、そのアプリを入れたら請求画面が出て、その後請求電話もかかってきた。

スマホに関わらず、ネットにつながるすべての機器（ゲーム機も）において、非常に多い詐欺で、昨年一番多かった消費者トラブルです。支払いに応じる必要はありません。サイトに連絡しないでください。

スマホの場合は電話番号などの情報が抜き取られている可能性があります。抜き取られた情報は回収不能です。他に転送されていることもあります。自分の情報は大事にしてください。

3. コミュニティサイト (SNS)

スマホ・携帯を持つと、SNS を利用する機会が増えます。SNS は人と人をつなげる機能に特化した便利なサービスです。若年層ほどよく使ってます。これらは基本的に利用無料ですが、オプションは有料です。

4. 未成年者のスマートフォン所有率

未成年者（10歳～18歳）のスマホ所有率は、

（昨年11月）50%、高校生70%超、女子高校生74.8% です。

リアルな友達との連絡手段で使われているのは、メールが67.8%、LINEが43.4%。女子高生は68.9%がLINEを利用しています。

ネット上でいじめに関わったことがある率は5.2%、男子中学生は6.8%です。

「悪口や暴言が書かれていた/書いた」は53.1%、「SNS等で友達から仲間はずれにされた/した」は31.3%でした。

（以上、2013/9/10 デジタルアーツ株の「未成年の携帯電話・スマートフォン使用実態調査による」）

5. 子どもがスマホやSNSを利用すること、コミュニティサイトに関する犯罪件数等

内閣府の本年9月7日「子どもの安全に関する世論調査」（全国20歳以上3千人）の調査結果で、大人に不安を感じる項目を聞いたところ、以下の数字が出ました。

- ・従来の携帯電話と比較して子ども（18歳未満）がスマホを利用することに不安を感じる 71.9%、
- ・インターネット上のウェブサイトやアプリを利用することにより他者とのトラブルや犯罪被害に巻き込まれるおそれが高くなる 72.4%
- ・インターネット上で子どもに悪影響を与える情報を閲覧するおそれが高くなる 69.0%
- ・子どもがコミュニティサイトを利用することについて危険だと思う 80.0%

警視庁が本年9月に発表した資料「平成25年上半期の出会い系サイト等に起因する事犯の現状と対策について」（児童→18歳未満）によると、

- ・コミュニティサイトに起因して児童が犯罪に合った事犯の検挙件数 859件（前年同期比 +260件）
- ・コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童 598人（前年同期比 +89人）
- ・コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童で15歳以下 311人（全体の52.0%）

コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童数は、平成23年初めて減少に転じ、昨年も引き続き減少していましたが、無料通話アプリのIDを交換する掲示板に起因する犯罪被害により、前年同期と比較して増加しました。

6. 無料通話アプリでやってはいけないこと

無料通話アプリでは、「知らない人とつながる目的で絶対に使わない！」ことが重要です。IDを他のSNSや掲示板などで不特定多数に公開してはいけません。

SNSは大事な人とつながる道具であり、見ず知らずの人とつながる道具ではありません。グループトークなどで特定の人の悪口を書いたり、のけ者にしないこと。トークは基本的に密室で行われるため、外部から監視できません。

「トラブルに巻き込まれないためには適切な『設定』をする」ことも大切です。「検索を許可」「友だち追加を許可」機能をオフにしたり、知らない人からメッセージがきたらブロックしてください。



7. 情報発信マナー

情報発信のマナーの基本は以下の三点です。

- ① 他人の悪口は書かない。
- ② 他人の権利を大事にする。
- ③ 必要以上の個人情報公開しない。

外資系 SNS は「オープン」が基本です。コミュニティサイトを安全に利用するためには、利用時の適切な設定（公開制限・検索されないなど）に限ります。

8. ネットで個人は特定できる？

「ネットは匿名だから個人は特定できないだろう」と思わないことです。個人が特定できます。

- ・ 犯罪行為があった場合
- ・ 何気なく SNS やブログをやっていると…
- ・ 写真にジオタグ（位置情報）がついていると…

「バイトテロ」や「リベンジポルノ」という社会問題になったケースもあります。ネットではマナーを守らないと被害者になってしまいます。「ネットに出た情報は一生消えない」ということを知ってください。

9. 子どものゲーム高額利用について

ゲームのご相談を色々いただきます。特にお子さんの課金の相談が多数寄せられます。

<事例>

「高校生の息子が親のカードを利用して有料アイテムを購入し、4カ月で60万円請求された」

「9歳の子どもがゲームのポイントを親のカードで利用。ゲーム機に親が利用制限設定をしていたが、パスワード失念時の質問欄でパスワードが分かり、子どもが再設定。年齢は20歳と入力したらゲームが来た。バズル感覚でやってしまった」

子どもの利用には制限設定がかけられます。子ども設定（ウェブ制限・アプリ制限・課金制限）をしましょう。方法は以下のとおりです。

- (1) 携帯電話会社の提供するフィルタリング（ウェブ制限・アプリ制限）。
- (2) ペアレンタルコントロールなど、「公式マーケット・ゲーム機・SNS」上での設定（アプリ制限・課金制限）。

公式マーケット（ウォレットなど）にはカード番号を登録しない。

課金時のパスワード入力には必ずオンに設定する（

- (3) ゲーム会社が設定する課金上限設定。登録年齢の徹底。
- (4) ゲームの利用開始時や年齢認証には親が付き添う。取扱説明書を親が確認する。

後から設定変更可能なものもあります。100%防ぐのは実務上不可能です。ゲーム機を含め通信機器の使い方については家庭内で必ずルールを決めておき、保護者は定期的にその使い方をチェックしてください。

10. なりすまし被害

自分のIDやパスワード、ケータイが盗まれると、勝手に買い物をされたり、ゲームサイト等のアイテム等が盗まれるなどにより、被害に遭うことがあります。友だちとパスワードを教えあったりケータイを貸しあうことにより、被害にあったり高額な課金をされてしまうケースも多々あります。子どもがアイテム欲しさにいつの間にか加害者になるケースもあります。

非対面の世界では、IDやパスワードの一致、おなじ端末からアクセスがあれば同一人物とみなしてしまいます。最近、ID・パスワード流出・不正アクセスの事故が多発しています。1つID・パスワードが流れると、リスト化されてしまいます。

以下のことを必ず守ってください。

- ※ パスワードは他人に決して教えない、携帯は簡単に貸さない。
- ※ ひとつのパスワードを使いまわさない。(最低3つは用意し定期的にローテーションする)



11. 最近多いネット被害

ネット関連のトラブル相談を受けて10年以上たちますが、元々「物が届かない」というトラブルはありましたが、この夏以降、特に「物が届かない」という詐欺サイトのトラブルが急増しています。

以下は、最近のネットトラブル事例と注意事項です。

【トラブル事例】

<事例 ケース1>

- ・大手のサイト上に出ていた広告から、人気のオーストラリアのブーツを格安で販売しているサイトを見つけ注文した。海外から届いた商品は粗悪なニセモノ品だった。
- ・自転車を注文し代金振込先に振り込み後、商品が全く届かない。電話番号の記載が無く、メールしても返事が無い。

(注意事項)

今年に入ってニセモノ販売、商品未着のトラブルが急増しています。これらの詐欺サイトには必ず特徴があります。見分ける重要ポイントは「電話番号」「個人口座」。

<事例 ケース2>

- ・ある掲示板で「チケット譲ります」とかかれていたので、その人に連絡を取った。お金を振込んだのに、いつまでたってもチケットが送られてこない。メールを送っても返事がない。

(注意事項)

一度も会ったことのない個人と取引するのは、とても危険なことです。悪質なマルチや投資の勧誘を受けることもあります。

このような被害にあっても、サイトは「利用者間で解決してください」と言って対応してくれないこともあります。

会ったことの無い相手とは金銭に関する取引はしないでください。大手オークションサイトの場合はルールを必ず守って取引してください。

<事例 ケース3>

・SNSに登録したら、芸能人のマネージャーを名乗る人からメッセージが届いた。返信したところ、別のサイトに誘導されたようで、そこは有料の出会い系サイトだった。タレントとメールしていたら高額な利用料が発生してしまった。

(注意事項)

メールやSNSの中には、出会いを目的として利用・悪用されているケースもあり、高額な利用を促す「サクラサイト(出会い系サイト)」から連絡が来ることもあります。「話し相手になればお金をあげる」「占いサイト」などの手口もあります。

<事例 ケース4>

・「ケータイで出来る時給1500円の仕事あります」という求人広告を見て連絡を取ったところ、「ショップオーナーになればもっと稼げる」といわれて数十万円ショップ開設費用を支払った。しかし客は来ないため相談したところ、「見栄えを良くするためにはもう少し費用が必要」といわれた。

(注意事項)

ネットのしくみを悪用した内職商法の手口があります。説明時に「収入を得る前に多額の初期費用が必要」といわれた場合は注意してください。

そのほか「何もせず1ヵ月で10万円儲かる方法」「パチンコ・競馬・ロトクジ等の必勝法」にも注意。

12. ネット社会の歩き方 まとめ

以上、色々述べてきましたが、最後に注意点をまとめました。

ネット社会での注意

- ① 「設定」今日1個覚えるとしたらこの言葉です。必ず利用前の設定をチェックしましょう。
- ② コミュニティサイトは「マナー」、ゲーム利用は「課金」に注意。
- ③ こどもに端末を持たせるときは、「親による管理」「使い方のルール」を決めること
- ④ 少しでも「あやしい」と思ったサイトには近づかない
- ⑤ ショッピングサイトで「電話番号なし」「個人口座振入のみ」×
- ⑥ ネット世界も「お金あげる」「お金儲かる」なんてうまい話は一つもない

困ったときはすぐに相談してください。

以上